

公益財団法人大阪府レクリエーション協会へのご寄付のお願い

レクリエーション活動を通して公益のために貢献しています

レクリエーション活動を通じて、一人ひとりが生きる楽しみと喜びを持ち、豊かで生きがいのある生活がおくれるように、さまざまな活動を推進します。

寄付金は「税額控除」の対象になり、税の優遇措置が受けられます。

所得税の寄付金控除を受けるにあたり、「所得控除」か「税額控除（ただし、一定以上の寄付金者数の条件があります）」のどちらかを選択いただけます

社会にとってなくてはならない存在に！

公益財団法人大阪府レクリエーション協会は、昭和23年に発足し、昭和47年には財団法人として、また、昨年は公益法人としての認可を受け、本年度は65周年を迎え、さらに公益性・透明性の高い法人として、そして、社会になくてはならない存在の法人としての活動の推進をしています。

公益性の高い各種の普及啓発事業の推進を進めるほか、公益活動を担う団体や組織そして個人による自立的で創造的な公益活動を支援しています。

多彩な事業実績で多面にわたる貢献を！

その一環として取り組んできた『歩育』を府民運動から国民運動へとすべく全国的展開を図り、また、各市町村への出前事業である『友遊パトロール』や『おおさか元気広場』、そして『生涯スポーツの普及振興のための施策』をより積極的に推進していき、多くの人々にレクリエーション運動の価値をアピールすることが大切であると考えます。

さらに広がるレク活動へのニーズ

また、『スポーツ基本法』に「スポーツとして行われるレクリエーション活動を普及奨励するため、スポーツ・レクリエーション活動に係わる施設の整備行事の実施その他必要な施策を講じるよう努めなくてはならない(抜粋)」と明記されるなどレクリエーション運動の目的と重なる指針が法律に位置づけられました。レクリエーション運動は、さらに重要な活動として位置づけられ各方面からのレクリエーション活動に対するニーズも高まってまいりました。

その具体的な取り組みとして文部科学省からの委託を受けて高齢者や障がい者へのスポーツ・レクリエーション事業の新たな取り組みを展開しています。当協会としても積極的に推進してまいります。

また、その目標達成のための人材開発及び能力開発、それに係る調査研究などの事業を実施しています。

寄付金が活動の支えに

この事業に必要な資金は主に会員の方々の会費及び事業収入を充てていますが、今後さらにこれらの活動を拡大充実させるためには、多くの方々からの寄付金が必要です。本協会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、是非ご寄付をお寄せいただくようお願い申し上げます。

また、皆様からいただく寄付金は、本協会の「寄付金等取扱規程」に則り、有効に使用させていただきます。

21 世紀のビジョン

1. 歩育を通じて、五感を育み、「生きる力の再生」および地域との「絆づくり」を推進
2. 自然とふれあい、出会いの場を通じた世代間の交流と家族ぐるみの共有体験を推進
3. 子どもたちの健やかな遊びを通じた、地域社会との交流活動を推進
4. 高齢者や障害者の生きがいにつながる、さまざまな楽しみ活動を推進
5. 多くの皆さまが心身ともに健康で、活気あふれる明るいまちづくりを目指す生涯スポーツを推進
6. 地域・種目団体の活性化と新たな組織やグループを育成して、「ネットワーク化」を推進
7. 楽しい事業や楽しいつどいを通じて交流を深め、国を超えた相互理解と友好を深める活動を推進

寄付金に関わるお手続きについて

平成 23 年度の税制改正により、公益財団法人に対する個人の寄付金については「税額控除」の仕組みが加わりました。

これにより、当協会に対する個人の方の寄付した場合に適用される「所得控除」および「税額控除」（ただし、3,000 円以上の寄付者が 100 人以上の場合）の、いずれか一方の選択ができるようになりました。なお、法人様の寄付については、特定公益増進法人に対する寄付に適用される、別枠の損金参入をご利用いただくことができます。

「寄付金等取扱規程」

■ 寄付金の種類

本協会の寄付金は、次の 3 種類の形態があります。

① 一般寄付金：

本協会の会員又は本協会の会員を含む広く社会一般に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金です。寄付金額の 50%以上を公益目的事業に使用するものです。（常時募集中です。）

② 特定寄付金：

本協会の会員又は本協会の会員を含む広く社会一般に用途を特定して、一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金です。募金に係る経費は、募金総額の 30%以下とします。(現在募集しておりません。)

③ 特別寄付金：

以上2種類の寄付金のほか、個人または団体から受領する寄付金です。寄付者が寄付金の用途及び管理運営方法に条件を付けたい等の場合の寄付金です。

(注) 金銭のほか金銭以外の財産権(有価証券等)を含みます。

※ 上記①～③は、いずれも本協会寄付金等取扱規程における名称です。例えば②の「特定寄付金」は、所得税法第78条第2項第2号の同名の寄付金を示すものではありませんが、①、③の寄付金と同じく、所得控除又は損金算入が適用されます。

■ 寄付のお申し込み

寄付をお申し込みの場合は、ご面倒ですが「寄付申込書」に必要事項をご記入の上、本協会まで郵送もしくはファックスでお送りください。なお「寄付申込書」のご請求は、本協会にお問い合わせされるか、ホームページからも入手できます。(現在構築中です)
なお、特別寄付金の場合は、事前に本協会にお問い合わせください。

「一般寄付金申込書」のダウンロード

「特定寄付金申込書」のダウンロード

「特別寄付金申込書」のダウンロード

※ 寄付は、一回につき、3,000円以上とさせていただきます。

■ 寄付のお振込先口座

いずれも、お振込先名義は、「公益財団法人大阪府レクリエーション協会」です。

なお、恐れ入りますが、振込み手数料はご負担下さい。

◇ お振込み先

金融機関名	口座番号
郵便振替	振替口座 No.00960-63092
りそな銀行 大手支店	普通貯金 395599
三菱東京UFJ銀行 上本町支店	普通預金 30142
三井住友銀行 上町支店	普通預金 844468

■ 受領証明書の郵送

寄付金が入金されたことを確認した後、「寄付金受領証明書」を郵送いたします。

寄付受領証明書は確定申告の際に寄付金控除もしくは税額控除の適用を受けるために必要な書類となりますので、確定申告まで大切に保管しておいてください。なお、再発行は原則として受け付けておりません。

■ 税制上の優遇が受けられます

◇ 本協会は、公益財団法人です。

公益財団法人への寄付は以下に示すとおり税法上の優遇措置が与えられています。

また、冒頭に記したとおり平成 23 年度税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄付金については新たに「税額控除」の仕組みが加わり、従来の「所得控除」との選択になりました。個人の寄付金については通常、税額控除の方が控除される額が多くなりますが、総所得金額等により異なる場合がありますのでご確認ください。

◇ 個人寄付の場合（所得控除又は税額控除）

その年の、対象団体に対して行った寄付合計額のうち 2 千円を超える金額につき適用されます。

◆ 「所得控除」適用の場合

寄付金額 - 2 千円 = 所得控除額

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

◆ 「税額控除」適用の場合

（ただし、3,000 円以上の寄付者が毎年平均 100 人以上に達した場合のみ適用となります。）

（平成 25 年は 200 名の寄付金があった場合のみが伊藤となります。該当かどうかは申請する前に当協会にご確認ください）

（寄付金額 - 2 千円）× 40% = 税額控除額

↑

総所得金額等の 40%が限度

↑

所得税額の 25%相当額が限度

◇ 法人寄付の場合

通常の一般寄付金の損金算入限度額と同額以上が別枠として、損金算入が認められます。別途お問合せ下さい。

■ 申告の方法

対象となる金額を記載し、確定申告書に本協会の発行する領収書（寄付金受領証明書）を添付する必要がありますので、必要書類の発行は、本協会までお問い合わせください。また、詳細についてはお近くの税務署にお問い合わせください。

以上